

大館市「家庭ごみの正しい分別表」協働発行事業 公募型プロポーザル実施要領

大館市では、令和2年に発行した、ごみの分別や出し方について詳しく説明している冊子「家庭ごみの正しい分別表」（以下「分別表」という。）を改訂発行する。

分別表の発行にあたり、協働発行事業者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名：大館市「家庭ごみの正しい分別表」協働発行事業
- (2) 業務内容：大館市「家庭ごみの正しい分別表」仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。
- (3) 履行期間：協定締結日から令和8年11月30日（月）まで

2 スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりである。

内 容	期限・締切日など
公告日（公募開始日）	令和8年6月23日（火）
質問書の提出期限	令和8年6月30日（火）午後4時
質問書への回答	令和8年7月3日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年7月7日（火）午後4時
参加資格審査の結果通知	令和8年7月14日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月21日（火）午後4時
最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月28日（火）
選定結果の通知	令和8年8月3日（月）
協定締結	令和8年8月上旬予定
納品	令和8年11月2日（月）

上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

3 プロポーザルに参加するための要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 参加申し込み時において、「大館市入札参加資格に関する要綱」第3条第1項第1号から5号に規定する欠格者でないこと。
- (2) 令和8・9年度 大館市有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において物品調達「その他の印刷」に登録されていること。
- (3) 秋田県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (4) 国又は地方公共団体に広告入り印刷物の事業実績のあるもの。

- (5) 本事業の公告日(以下「公告日」という。)において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (6) 公告日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公告日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 担当部局(問い合わせ、提出先)

大館市市民部 環境課環境保全係

所在地 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地

T E L 0186-43-7048(環境保全係直通)

F A X 0186-49-7005

E-mail ka.kanri@city.odate.lg.jp

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問は、所定の質問書(様式3)に記載し、電子メール又はFAXにより「4 担当部局」あてに送付すること。なお、送付後、電話による確認を行うこと(土日等閉庁時は除く)。

(2) 質問書の受付期間

令和8年6月23日(火)から令和8年6月30日(火)午後4時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和8年7月3日(金)までに電子メールにおいて回答する。なお、質問書を提出した企業への回答は、個別には行わないものとする。

(4) 回答書の取り扱い

寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

(5) 留意事項

- ア 電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」とすること。
- イ 定められた様式以外での質問は一切認めない。
- ウ 電子メール、FAX以外での質問は一切認めない。

6 参加表明書の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書 (様式1) 1部
- イ 企業概要書 (任意様式) 1部
- ウ 誓約書 (様式2) 1部

(2) 受付期間

令和8年6月23日(火)から令和8年7月7日(火)午後4時までとする。ただし持参の場合、土日等閉庁時は除く。

7 参加資格審査について

(1) 参加資格審査

参加表明書を提出した企業が参加要件を満たしているか審査する。

(2) 審査結果の通知

令和8年7月14日(火)に電子メールにて結果を速報し、かつ書面により通知する。

8 企画提案書の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書鑑(様式4) 1部

イ 企画提案資料(任意様式) 5部

(2) 受付期間

令和8年7月14日(火)から令和8年7月21日(火)午後4時までとする。ただし持参の場合、土日等閉庁時は除く。

(3) 企画提案資料(任意様式)の記載上の注意事項

ア 用紙サイズは原則としてA4判(縦・横は問わない)とし、枚数は極力少なくすること。なお、必要に応じA3判を折り込むことは可とする。文字の大きさは11ポイント以上とすること。

イ 記載事項

(ア) 協働発行事業についての考え方及び目的

(イ) 業務実施体制(全工程における体制が分かるもの。なお、総括責任者及び担当者を選定すること)

(ウ) 工程表

(エ) 「家庭ごみの正しい分別表」の内容(総ページ・ごみ分別情報及び行政情報ページ数等、規格、掲載情報等)

(オ) 広告掲載予定数及び広告募集計画(募集手順等)並びに広告掲載方法(広告と行政情報とが明確に区別できるための工夫など)

(カ) 全体事業収支計画(経費内訳(広告主用冊子含む)及び広告収入を含む)

(キ) その他PR資料

ウ 企画提案資料の枚数は20枚までとする(両面印刷可)。

9 参加表明書、企画提案書の共通事項

(1) 提出書類は、「4 担当部局」まで持参又は郵送により提出すること。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

また、応募に係る一切の経費については、応募者側の負担とする。また、受理した提出

書類等は、選考結果に関わらず、一切返却しないものとする。

- (2) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。

10 審査について

本プロポーザルについては、大館市「家庭ごみの正しい分別表」協働発行事業プロポーザル審査委員会が別に定める、大館市「家庭ごみの正しい分別表」協働発行事業事業者評価基準（別紙2）に基づき、プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査を行う。

プレゼンテーションおよびヒアリングの時間は30分とし、プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度とする。また審査の順番については申込順とする。

11 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、審査において評価点の合計が6割以上の者のうち評価点数が最も高い者とする。ただし、評価点数が最も高い者の合計が6割に満たない場合には、再度提案を求め、各委員による再評価を行うことができる。

12 選定結果の通知

最優秀提案者を大館市ホームページに掲載し、かつ書面により参加企業へ通知する。

なお、選定結果等の問い合わせについては一切応じない。

13 協定の締結

協働発行事業者として選定された者は、本市と「家庭ごみの正しい分別表」の協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

14 協定条件等に関する事項

(1) 業務の遂行

協働発行事業者は、業務進行に当たっては本市担当者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。

(2) 検査

協働発行事業者は、成果品について本市の検査を受けること。

(3) 費用分担

協働発行事業者が本業務を遂行するに当たり必要とする経費は、協働発行事業者の負担とし、本市は一切の費用を負担しない。

(4) 本市が提供する行政情報等に基づき作成されたコピーライト、写真、デザインなど全ての著作物の著作権は本市に帰属する。

(5) 分別表製作に係る写真撮影、地図、図版提供などに関しては、権利関係（使用权、肖像権等の一切）について許諾を得ること。

(6) 損害賠償等

ア 協働発行事業者は、広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

イ 協働発行事業者は、本事業の実施に関して本市または第三者に損害を与えたときは、本市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償するものとする。

ウ 本事業の実施に関して協働発行事業者の受けた損害については、本市はいかなる責めも負わないものとする。ただし、本市の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(7) 協定の解除

本市は、協働発行事業者が次の事項のいずれかに該当するときは、本協定の全部または一部を解除することができる。なお、協定が解除され、協働発行事業者に損害が発生した場合、本市はその賠償の責めを負わないものとする。

ア 協働発行事業者が、協定書及び仕様書等に定める役割を履行しないとき、または履行の見込みがないと本市が認めたとき。

イ 協働発行事業者またはその代理人その他使用人等が、本市の原稿の審査もしくは修正の依頼に応じないとき、または偽りその他の不正の行為があると本市が認めたとき。

ウ 協定締結後、当該協定の履行期間中に本市の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

エ その他協働発行事業者が協定に違反したと認められたとき。

(8) その他注意事項

事業実施期間中に疑義が生じたときは、速やかに本市に連絡し、協議を行うこと。

1.5 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。また、指名停止措置を行う場合があるものとする。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

ウ 選考の公平さに影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合

(2) 参加辞退に関すること

参加表明書を提出した企業がこれを辞退する場合には、任意様式により「4 担当部局」へ申し出ること。申し出の期限は、以下のとおりとする。

ア 辞退届を提出する期限 令和8年7月10日(金)午後4時まで

イ 辞退届を提出する場合、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ 辞退届の様式は任意とする。

(3) 提出書類の取り扱いについて

参加者が提出した書類等は、大館市情報公開条例の対象となるものである。著作権につい

ては、参加者に帰属するものとするが、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存等を行うことができるものとする。

(4) 異議の申立て

評価の経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。